

ハクビシンによる被害対策について

NPO 特定非営利活動法人 ハクビシン被害対策協会

<http://www.npo-hakubishin.com/>

ごあいさつ

当協会は、近年増加傾向にあるハクビシン被害に困窮している人々、ならびに対策を行う自治体に対し、ハクビシンに関する情報提供事業、及び駆除・予防技術者の育成紹介事業を行い、もって、人々が安心して生活できる、環境の整った社会の実現に寄与することを目的として設立されました。

ハクビシンは、一般に外来生物と考えられておりますが、移入時期がはっきりしないため外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）には指定されておられません。しかし実態としましては、以前より問題となっている主に郊外での農作物被害にとどまらず、都市部での一般家屋への侵入が年々増加傾向にあり、屋根裏での騒音被害やその糞尿による汚損被害が多く発生しております。そこで、その対策を確立し、早急に行う必要性に迫られております。

一方、ハクビシンについての生態研究等は、我が国のみでなく、世界的にも進んでおらず寿命すらはっきりしない状況の中、その対策技術についても未だ発展途上であります。また一般の方々への認知度も決して高いとは言えず、他の野生生物（アライグマやタヌキ等）と間違えやすいことも課題としてあります。これらの状況により、今後数年間で社会的問題になるだろうと危惧する専門家の声もあります。

当協会は、ハクビシンの被害状況を調査、適切な対策を行いながら、捕獲した個体を本来の生活の場である里山に帰す活動を行っております。この活動が、広く国民の被害の縮小につながり、かつ動物と人間が共存できる環境づくりに寄与し、ひいては公益の増進に貢献できれば幸いです。

特定非営利活動法人 ハクビシン被害対策協会

理事長 頃安 敏晴

当協会は、以下の活動を行っております。

非特定営利活動の種類

1. 保険、医療又は福祉の増進を図る活動

ハクビシンを通し媒介する伝染病の予防、糞等による感染症の人的な二次被害の予防

2. 環境の保全を図る活動

野生動物本来の生活の場である森を作る植林活動に対し、利益の一部を寄付

3. 地域安全活動

市民からの問い合わせに対する柔軟な対応と自治体との連携

活動の内容

1. ハクビシンに関する被害の研究と対策方法の確立

2. ハクビシンに関する情報提供

3. 駆除・予防技術者育成

4. 駆除・予防技術者紹介

関東地方での主なハクビシン分布地域



1963年に茨城県北部で生息が確認されて以来、年々南下傾向にあり、生息範囲が広まりつつあります。

1. ハクビシンの特徴と生態

ハクビシン（学名：*Paguma larvata*）は、食肉目ジャコウネコ科に属する動物であり、主として東南アジアから中国南東部にかけて広く分布、現在では、日本にもほぼ全国的に生息していることが確認されています。漢字では「白鼻芯」と表記され、その名の通り額から鼻にかけて白い線があることが特徴であり、名前の由来ともなっています。



ハクビシン (*Paguma larvata*)



特徴である鼻筋の白い線

ハクビシンは一般に外来生物と考えられておりますが、移入時期がはっきりしないため外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）には指定されておられません。関連する法律としては、鳥獣保護法ならびに鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）があり、有害鳥獣として、または指定狩猟鳥獣として捕獲されている状況にあります。尚、有害鳥獣の捕獲については、被害が現に生じているか、またはその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとされており、捕獲は原則として、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものと定められています。有害鳥獣としての捕獲の場合は、各市町村の鳥獣担当部署に申請、狩猟による捕獲の場合には、狩猟免許の取得と登録が必要となります。

体長は50～80cm、体重は2～3kg程度のものがほとんどで、体色は黄褐色のものが多く四肢は黒色をしていますが、汚れのため全体が黒く見えることもあります。体の大きさの割

に尾が長く、それに比べ四肢が短いのが特徴ですが、外見からは想像できない高い運動能力を持っています。垂直に1 m10 c mまでジャンプすることができ、電線を綱渡りすることや壁面・柱等を垂直に登り降りすることもできます。これは足の指が前後とも5本あり、足の表面にある肉球のようなものも相まって、モノをしっかりと掴むことが可能なためです。



尾が長く四肢が短いのが特徴



尾も含めた全長約 90~120 c m



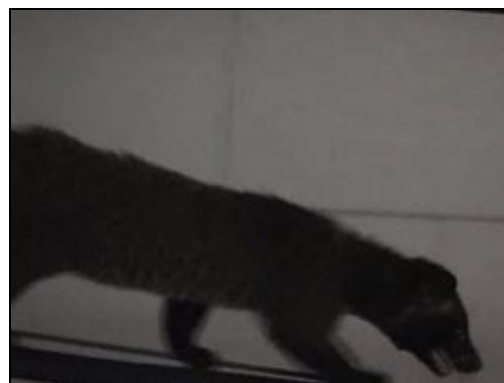
5本指と肉球のようなもの



配管を垂直に登る足跡



電柱の上に登ったハクビシン



電線を綱渡りしているところ

ハクビシンは基本的に夜行性であり、オスは昼間、野外の草むらや大きな樹の洞などに潜んでいることも多いのですが、メスのほとんどは、家屋や神社仏閣の屋根裏などに潜んでいます。縄張りを持たないため、複数の個体が自由に行動することができ、その行動範囲は30～50ヘクタールにも及びます。これは東京ドームの大きさに換算すると6～10個ほどの面積にもなり、一晩で約5km動いたという調査報告もあります。但し、これは暖かい時期の行動範囲であり、寒い冬の時期には、あまり動かない傾向にあるようです。食性は植物食中心の雑食性で、実際に食べるものも、果実や種子類、昆虫、小動物、鳥の卵など多岐にわたりますが、中でも糖度の高い果実を最も好む傾向にあります。そして、毎年冬場に差し掛かる頃からは、動物性のものを多く食べるのがわかっています。



屋根裏に潜むハクビシン



みかんを餌にして捕獲した個体

ハクビシンの繁殖時期については、個体差や地域差があるようであり、未だ明らかになっていないことも数多くありますが、現在では年間を通して発情・出産をするとの見方が有力となっています。妊娠期間は約2ヶ月、1回の分娩で1～5頭を出産します。家屋の屋根裏では、断熱材を巣にすることがあり、そこで分娩することも多く見受けられます。基本的には母子を中心とした家族で生活しており、10～20頭程度の群れをつくることもありますが、この群れは複数の家族による共同体と考えられています。寿命については、飼育下で24年というデータがありますが、野生のものはもう少し短いのではないかと考えられています。



断熱材に包まれた幼獣



捕獲したハクビシンの幼獣

2. ハクビシンによる被害

ハクビシンによる被害で深刻なものは、屋根裏等で深夜動き回ることによる騒音と排泄された糞尿等によるものです。特に、糞尿は悪臭の原因になるだけでなく、衛生的にも問題があります。また屋根裏に排泄された尿によるカビの発生や漏電の可能性も否定できません。ハクビシンからは、重症急性呼吸器症候群（SARS）の原因となる、「コロナウイルス」に非常に類似したウイルスが検出され、宿主候補として報告されておりますが、その後、中国に生息するコウモリから類似性の高いウイルスが発見されたことから、コウモリが固有宿主で、そこからハクビシンに感染したとの調査報告もあります。但し現時点では、ハクビシンが感染にどのような役割を果たしているのかを含め、解明されていないことも多く、科学的に確認されてはおりませんので、十分に注意する必要があります。



糞尿による天井のシミ



特に深刻な屋根裏の糞尿



屋根瓦の上に排泄した糞



カビが発生した床下の糞

ハクビシンが侵入するようになってからダニが発生する「二次被害」も多く報告されており断熱材につくられた巣にダニが生息、繁殖することも問題です。また、ハクビシンが屋根裏に侵入する際、家屋を部分的に破壊することもあります。その他被害としては、ペットの小型犬や猫、庭木の果実や庭池の観賞魚などへの被害例も報告されております。



ダニが繁殖したハクビシンの巣



ダニによる「二次被害」



屋根裏侵入のため広げられた穴



被害にあった庭木の果実

3. 家屋への侵入について

ハクビシンは家屋に侵入する際、まず家屋周りを徘徊し、侵入できそうな隙間を探します。7～8cm角の隙間があればそのまま侵入可能で、隙間が小さい場合は周りを破壊し、穴を広げます。屋根からの侵入が比較的多く、穴を掘って侵入することはほとんどありません。



雨樋から屋根に登っている例



侵入を試みて引っ掻いた跡



軒下の換気口破損箇所



軒天井と屋根瓦の接合部



屋根接合部分の隙間



床下換気口破損箇所

4) 対策と捕獲

まず被害の予防として家屋全体を調査、侵入できそうな隙間は全て塞ぐようにします。この際、頑丈に塞ぐことが非常に重要です。そして、屋根に登れるような庭木の枝がある場合はできるだけ排除するようにします。また、野生のハクビシンを呼び寄せないために、生ゴミやペットが食べ残したエサ、庭木の果実などは、そのまま放置しないようにして下さい。

侵入されてしまった場合には、木酢液や強いミントの香りのするものを屋根裏に散布、追い出しを図ります。バルサン等の燻煙剤も効果的ですが、煙が上がるため、火事と間違われる恐れがありますので、近隣や消防署に連絡した上で行うようにして下さい。また、捕獲する場合、檻の内部に果物などのハクビシンの好物を入れ、彼らの行動範囲に1週間から10日ほど設置します。

※ 鳥獣保護法第十章三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。

ハクビシンは野生動物に該当します。日本国内において、野生動物の一般の捕獲は禁止されておりますので、市町村または関連事業所に対し、上記理由にて捕獲申請を提出しなければなりません。

申請先は地域により異なります。事前に確認頂くか、当協会にお問い合わせ下さい。



屋根裏への設置



床下への設置